

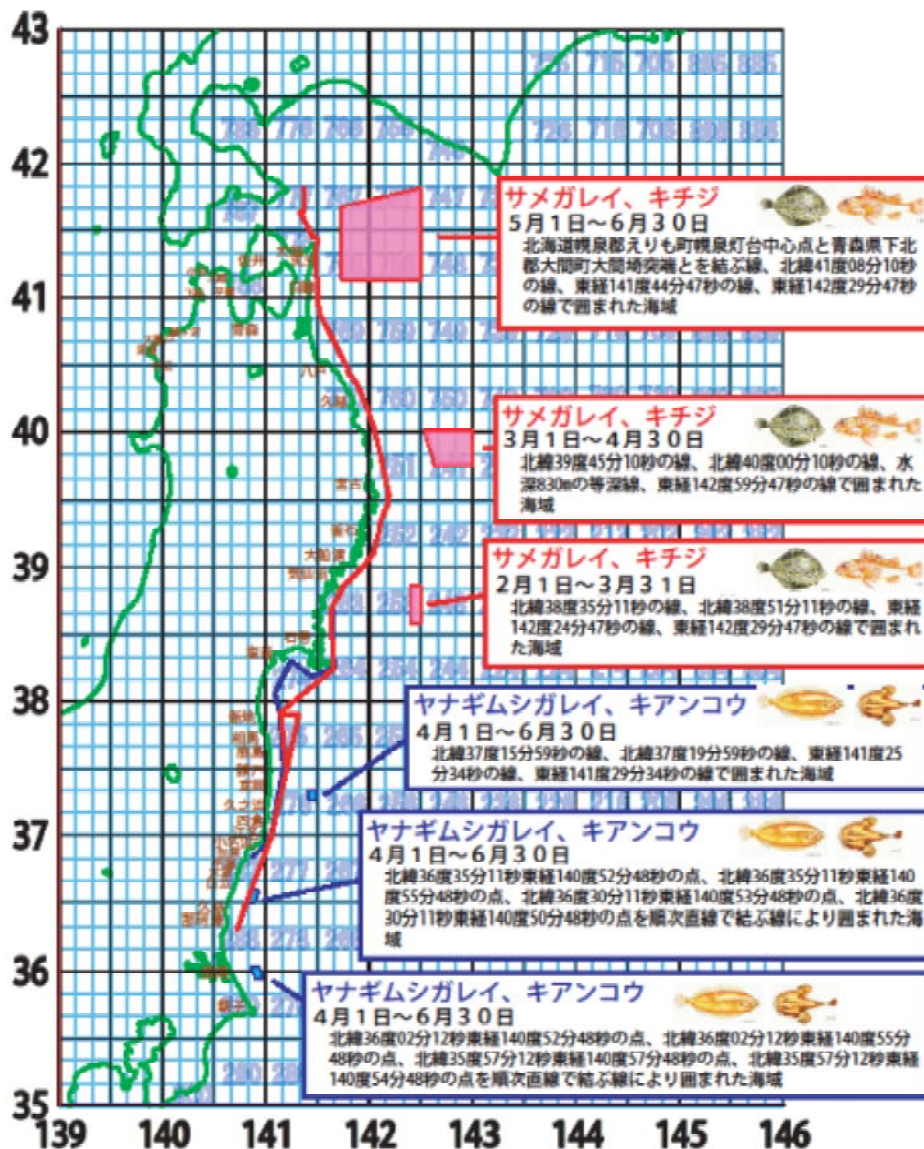
## 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る保護区Ⅲの取扱いについて

### (概要)

宮城県の沖合底びき網漁業は、東日本大震災後、放射能や瓦礫の影響により漁場の確保に困窮していることから、平成23年度に限り保護区Ⅲを漁場として利用する。

なお、保護区Ⅲの利用にあたっては、サメガレイ、キチジの資源状況等の把握のため、保護区Ⅲでの漁獲情報の報告を求め、この報告を踏まえて、今後の取扱いを検討する。

### (保護区図)



← 保護区Ⅲ